



ホームページ著作権対策 媒体資料

塩野智恵行政書士事務所

日本著作権機構 承諾番号 Copy Trust-G954



日本の著作権は、創作した時点で自動的に権利が発生しますが、「権利は自分で守る」というのが著作権法の考え方です。

|| ホームページを盗作から守る

あなたのホームページはマネされていませんか？



😊 自分のサイト

😊 パクリサイト

苦労して作り上げたホームページをいとも簡単にマネされたら…考えただけでも不愉快ですよね。

インターネット技術の発達に伴って、誰でも手軽に自分のホームページを作ることができるようになりました。現在、星の数ほどあるホームページの中からキーワード検索すると、そのキーワードにマッチされた様々なホームページをみることができます。

その中で、明らかに自分が作成したホームページと同じようなホームページが自分の目の前に現れた場合・・・

「私の方が先に作っていた！」

「いや、私の方が先だった！」

といったトラブルが発生する可能性があり、誰がいつ作ったのかと問題になります。

この様なトラブルを未然に防ぐためにも、ホームページ（著作物）の保護対策として、著作権の存在事実証明を考えてみてはいかがでしょうか？

II 存在事実証明

存在事実証明とは？

著作物の存在証明は、行政書士法第1条2に基づいて、行政書士が創作者や創作物の事実確認を行い、その事実を事実として書面に記録し、確認した著作物を封筒に入れ、公証役場にて確定日付を押印します。

原本を依頼者様が保管し、トラブル発生時に創作の立証資料として用いることができます。



全体図（写真左）

著作物を封筒に入れ、事実証明で封印後、
公証役場にて確定日付を押印したものです。

拡大図（写真右）

(公証役場で確定日付を押印・公証役場で
保存された登録簿の番号)

**当事務所では、強固な立証手段（安心感）として、文化庁への著作権登録をセットにするこ
とをお勧めしています。※次の頁を参照**

【ご依頼にあたっての注意点】

存在事実証明は、文化庁の「著作権登録」のように法律で定められたものではなく、国家資格を有する行政書士が、行政書士法第1条の2で定められた業務として行うものです。

存在事実証明は、著作物が存在する事実を確認し、その年月日を確定日付で封印することにより、創作者が自己防衛（著作権の保護）しますが、著作権の存在を証明する書面・著作権の存在を証明するものではありません。

しかし、トラブルで裁判になった場合、証拠がなければ、事実（証拠）がないのと同じことになりますが、「著作物の存在事実証明」があれば威力を発揮してくれる「重要な証拠」として提出することができます。

著作権は創作により自動的に権利が発生します。著作権法の基本は私法・親告罪であるために、トラブルに関しての保護対策は創作者自身の自助努力しかありません。著作権制度は、権利の取得や保護の制度ではありません。

そのため、自身の著作物の保護対策は、創作者自身で行うことが必要となってくるのです。

II 著作権登録

著作権登録とは？

著作権は表現そのものを保護します。特許権や商標権と違って、著作物を作った時点で自然に権利が発生します。トラブル予防のために、あなたのホームページを文化庁への第一発行年月日等の登録をしておくことをおすすめします。

文化庁へ第一発行（公表）年月日を登録しておくことで、その登録の効果として、反証がない限り、登録されている日にその著作物が第一発行又は第一公表日されたものと推定されます。

当事務所では、文化庁の著作権登録とあわせて、著作物の存在事実証明を行うことをお勧めしています。



存在事実証明

存在事実証明を行うメリット

文化庁の著作権登録は、申請書とその明細書を出すのみでその著作物が「何か」ということがわかりません。そこで、文化庁の著作権登録と一緒に、著作物の存在事実証明を作成しておけば、その著作物が「何であるか」を証明できることになります。



文化庁への著作権登録

文化庁へ著作権登録するメリット

誰かからの反する証明がない限り、登録したその著作物が第一発行または公表されたものと推定される効果があります。その著作物が、「誰が」「いつ」作成したかということを証明することができます。

「文化庁への著作権登録」は、ホームページ(著作物)の保護対象であり、登録された日がその著作物の第一発行(公表)した日付として登録されます。

【ご依頼にあたっての注意点】

著作権は創作により自動的に権利が発生します。著作権法の基本は私法・親告罪であるために、トラブルに関する保護対策は創作者自身の自助努力しかありません。

文化庁の著作権登録は、権利取得や権利保護の制度ではありません。そのため、自身の著作物の保護対策として、著作物の存在事実証明を行うなど創作者自身で対策を行うことが必要となってくるのです。

II 依頼の流れ(存在事実証明)

当事務所

当事務所よりお客様へご連絡いたします。

創作者(お客様)

入力フォームよりお申込後、当事務所からのご連絡をお待ち下さい。

創作されたものが著作物にあたるかを、判断いたします。

必要書類が到着後、必要事項をご記入下さい。

必要書類等を郵送にてお送りいたします。

同封の封筒に、著作物・CDデータ・印鑑証明書等を返送(着払)して下さい。

必要書類等が到着し、料金のお振込を確認したら、著作物を封印いたします。

必要書類を返送すると同時に、当事務所へ料金をお支払下さい。(前金制)

3営業日以内に、公証役場で公証人による確定日付を行います。

お客様で保管する正本・副本(各1部)が届きましたら大切に保管して下さい。

正本・副本(各1部)をお客様へ発送いたします。

以上で、存在事実証明の手続きは完了となります。

副本の1部を当事務所で厳重に保管いたします。

【必要な書類】

- | | | | | | |
|-------------|----|--------------|----|------|----|
| ・著作物を印刷したもの | 3部 | ・創作者の印鑑証明 | 1部 | ・委任状 | 1部 |
| ・著作物のCDデータ | 3部 | ・当事務所で発行した書類 | 3部 | | |

II 依頼の流れ(文化庁への著作権登録)

当事務所

創作者(お客様)

当事務所よりお客様へご連絡いたします。

入力フォームよりお申込後、当事務所からのご連絡をお待ち下さい。

創作されたものが著作物にあたるかを、判断いたします。

必要書類が到着後、必要事項をご記入下さい。

必要書類等を郵送にてお送りいたします。

同封の封筒に、委任状・印鑑証明書等を返送(着払)して下さい。

必要書類等が到着し、料金のお振込を確認しましたら、著作物登録申請書を作成します。

必要書類を返送すると同時に、当事務所へ料金をお支払下さい。(前金制)

7営業日以内に、文化庁へ申請書等を提出します。

お客様で保管する副本(各1部)が届きましたら大切に保管して下さい。

副本(各1部)をお客様へ発送いたします。

登録証が届きましたら大切に保管して下さい。

登録が完了しましたら、文化庁より登録証が届きます。

以上で、文化庁への著作権登録の手続きは完了となります。

文化庁より届いた登録証をお客様へ郵送いたします。

※文化庁への著作権登録は、第一発行（公表）年月日の登録申請となります。登録完了まで約40日程度となります。

【必要な書類】

- ・委任状 1部
- ・創作者の印鑑証明 1部

|| 料金(1サイト)

依頼料金一覧

項目	存在事実証明作成	文化庁への著作権登録
料金	24,800円（税込）	29,800円（税込）
期間	依頼から3営業日	依頼から40日程度
効力	著作物の存在証明	著作権の推定

※上記料金には、書類作成料・各種手数料・報酬・相談料・当事務所からの送料が含まれています。

※文化庁への著作権登録=第一発行（公表）年月日の登録

|| お得なプラン

項目	存在事実証明作成+文化庁への著作権登録	
料金	47,500円（税込） / 1サイト	
期間	・存在事実証明	依頼から3営業日
	・文化庁への著作権登録	依頼から40日程度
効力	・存在事実証明	著作物の存在証明
	・文化庁への著作権登録	著作権の推定

項目	料金
存在事実証明作成 複数サイト	21,800円（税込）×サイト数
文化庁への著作権登録 複数サイト	26,500円（税込）×サイト数
存在事実証明作成+文化庁への著作権登録 複数サイト	43,600円（税込）×サイト数

|| オプション料金

項目	料金
著作物印刷サービス 3部白黒レーザー印刷（1サイト）	1,000円（税込）※200枚まで
著作物印刷サービス 3部カラーレーザー印刷（1サイト）	3,000円（税込）※200枚まで
著作物データコピー/CD-R 3部作成（1サイト）	1,000円（税込）
存在事実証明作成（ホームページ更新時）	14,800円（税込）
著作物侵害行為差止請求 内容証明作成	31,500円（税込）～

【注意事項】

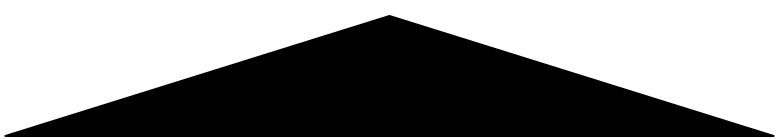
「著作物存在の事実証明」は、著作権・著作物の保護を目的としたものです。権利発生の有無、文化庁への著作権登録とは無関係で、作者により創作された作品が、今日現在に存在する事を記録として残し、証拠物にすることです。トラブルが発生した場合に立証資料として用いる位置づけとなります。

II 当事務所について

事務所名	塩野智恵行政書士事務所
CI ロゴ	 Shiono Office
行政書士	塩野 智恵
所属	行政書士会会員（登録番号 第 01130527）
所在地	〒340-0051 埼玉県草加市長栄町 782-1 2F
連絡先	TEL 048-954-5355 FAX 048-954-5356
URL	http://shiono-office.com
営業日	平日 10:00～19:00 定休日 日・祝日・年末年始
承諾番号	日本著作権機構 Copy Trust-G954

II プロフィール

経歴	1995 年 01 月 大学在学中に行政書士試験に合格 1999 年 03 月 國學院大學法学部卒業 2004 年 08 月 行政書士専業として開始
得意ジャンル	産業廃棄物収集運搬の許可申請 株式会社設立 有限責任事業組合 (LLP) 設立 契約書作成 介護事業所立ち上げ インターネット著作権 建設業の許可申請などを得意としております。
その他の活動	中小企業・ベンチャービジネスコンソーシアム 幹事 明治大学リバティーアカデミービジネスプログラム 講師 東京同友会港支部 幹事 埼玉県三芳町にて男女共同参画推進委員 日本著作権機構 登録（承諾番号 CopyTrust-G954）



FAX 048-954-5356

塩野智恵行政書士事務所 「ホームページ著作権対策」 FAX申込書

		申込日	年	月	日			
会社名（お名前）	印							
住所	〒 -							
連絡先	TEL	-	-					
	FAX	-	-					
会社名								
E-mail	@							
申込内容	<input type="checkbox"/> 存在事実証明作成 <input type="checkbox"/> 文化庁への著作権登録 <input type="checkbox"/> 存在事実証明作成+文化庁への著作権登録セット <input type="checkbox"/> 存在事実証明作成 複数サイト <input type="checkbox"/> 文化庁への著作権登録 複数サイト <input type="checkbox"/> 存在事実証明作成+文化庁への著作権登録セット 複数サイト							
オプション	<input type="checkbox"/> 著作物印刷サービス 3部白黒レーザー印刷 ※200枚まで <input type="checkbox"/> 著作物印刷サービス 3部カラーレーザー印刷 ※200枚まで <input type="checkbox"/> 著作物データコピー / CD-R 3部作成 <input type="checkbox"/> 存在事実証明作成 (ホームページ更新時) <input type="checkbox"/> 著作権侵害行為差止請求 内容証明作成							
URL	http://							
著作物の題名（サイト名）								
創作期間	平成	年	月	日	～ 平成	年	月	日
著作物についての説明								
ご質問など								
ご希望の連絡方法	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 電話 (いつでも・_____時希望)							